

平成20年6月26日

株主の皆様へ

株式会社 学習研究社

第62期期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の第62回定時株主総会の決議を経て、第62期期末配当を実施することとなりましたので、明日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上「配当所得（みなし配当を含む）」に該当しない部分がございますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、下記「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですがお取引の証券会社、最寄りの税務署等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬 具

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ⇒ 今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としているため、資本の払戻しとしてのお取扱いとなります。
- ⇒ 今回の当社配当金の一部は、税法上の規定により「みなし配当」に該当いたします。
「みなし配当」に該当する部分は、税法上の取扱いにより配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。
- ⇒ 「みなし配当」以外の部分は、配当所得でないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。確定申告の際は、ご注意ください。
- ⇒ 「みなし配当」以外の部分につきましては、「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。「みなし譲渡損益」については、(2)をご参照ください。

※みなし配当額について

お持ちの株数に1株あたり0.6134511394を乗じ、計算結果の円未満を切り捨てた額が「みなし配当額」となり、源泉徴収されています。

同封の「第62期期末配当金領収証」または「第62期期末配当金計算書」により、みなし配当額・所得税・住民税額をお確かめください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

⇒税法上の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。

⇒以下のとおり、「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、「③みなし譲渡損益」に該当いたします。

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額}$$

$$\text{②取得価額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合}$$

$$\text{③みなし譲渡損益 (①-②)} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$$

[例] 当社の株式を300円で3,000株購入していた場合

① 収入金額とみなされる金額

$$= 4 \text{円} (1 \text{株あたり配当額}) \times 3,000 \text{株} - 3,000 \text{株} \times 0.6134511394 = 10,159 \text{円} (\text{円未満切り捨て})$$

② 取得価額 = $900,000 \times 0.010 = 9,000 \text{円}$ (円未満切り上げ)

③ みなし譲渡損益 (①-②) = $10,159 - 9,000 = 1,159 \text{円}$ (この場合はみなし譲渡益)

※具体的な、みなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

⇒税法上の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額を調整する必要がある場合がございます。

⇒調整式は以下のとおりです。

$$\text{1株当たりの新しい取得価額} = \text{1株当たりの従前の取得価額} - \left[\text{1株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right]$$

[例] 当社の株式を1株あたり300円で3,000株購入していた場合

$$\text{新しい取得価額} = 300 \text{円} \times 3,000 \text{株} - 300 \text{円} \times 3,000 \text{株} \times 0.010 = 891,000 \text{円} (\text{円未満切り上げ})$$

⇒「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、お取引証券会社にご確認ください。

⇒「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.010 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成20年6月27日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	0.6134511394 (小数点以下10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.010 (小数点以下3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	422,935,232円

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情が異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては証券会社、税務署等にご確認くださいませようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。
なお、このお知らせは、当社ホームページ (<http://www.gakken.co.jp/company/ir/index.html>) 上に掲載いたします。